

古仁屋高等学校（紫雲・清雲）寮則

（門限時刻，帰寮）

- 第1条 寮生は，外泊・帰省期間中を除き，門限時刻（20時00分）までに帰寮しなければならない。
- 2 外出等の間に不測の事故等による事情で，門限時刻までに帰寮することが不可能となった場合に，寮生は速やかに電話等によって職員に現状を報告し，指示を受けなければならない。
- 3 寮生は，外出，外泊，帰省から帰寮した場合には，速やかに職員に帰寮報告をしなければならない。

（外出）

- 第2条 原則として，20時00分（門限時刻）から翌朝6時30分までの寮生の外出は認めない。
- 2 寮生が前項に掲げる時間帯に外出する必要があるときは，事前に保護者または身元引受人の承認を得た上で，外出許可書（第1号様式）にて職員に申請し，その許可を受けなければならない。

（外泊及び帰省）

- 第3条 寮生の外泊は，つぎの場合を除いて固く禁止する。
- (1) 各自の身元引受人の家庭に宿泊する場合
(2) 保護者の要請もしくは承認がある場合
- 2 外泊または帰省する場合は，保護者の要請もしくは承認を得て，事前に外泊・帰省許可書（第2号様式）にて職員へ申請し，許可を受けなければならない。

（役員）

- 第4条 本寮に次の役員を置く。
- (1) 寮長1名以上
(2) 副寮長1名以上

（役員の仕事）

- 第5条 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 寮長は，全寮生を代表し，寮務の自主的運営にあたる。
(2) 副寮長は，寮長を補佐し，寮長不在のときはその代行を務める。

（役員の任期）

- 第6条 役員の任期は次のとおりとする。
- (1) 寮長，副寮長の任期は1年以内とする。ただし再選を妨げない。
(2) 改選は，毎年2月末日を目処に行う。

（生活指導）

- 第7条 寮生が寮の規則に反した場合及び問題行動を起こした場合，職員は原則以下の規定に従って指導を行うことができる。
- 2 寮生が次に挙げる事項に該当した場合は，1回の行為で原則退寮を命ずることができる。

- (ア) 寮内における窃盗，占有離脱物横領（無断借用）
 - (イ) 危険物所持，一切の火気類の寮内持ち込み
 - (ウ) 故意による建物，敷地内器物損壊
 - (エ) 寮内の異性の生活区域への出入り
 - (オ) 部外者を無断で寮室に出入り・宿泊させた場合
 - (カ) その他他の寮生と同じ寮内で生活させることが不可能と判断した場合
- 3 寮生が次に挙げる事項に該当した場合は，1回の行為で2週間の部活動への参加を禁止とし，再度起こした場合は原則退寮を命ずることができる。
- (ア) 虚偽による外泊
 - (イ) 門限後または早朝の寮外への無断外出，無断外泊
 - (ウ) 非常階段，屋上等，立入禁止場所への無断立入
- 4 寮生が以下に挙げる事項に該当する場合，次に定める①～③の順で指導を行う。そのうえで改善が見られない場合は，退寮を命ずることができる。
- ① コーディネーター又は寮監による指導
 - ② コーディネーター又は寮監による指導・奉仕活動
 - ③ 保護者立ち会いでの指導
- (ア) 寮内の時程が守れない（食事時間，点呼，登校時間，就寝・起床時間等）
 - (イ) 食事の摂食を理由なく拒否する
 - (ウ) 学習時間中の学習妨害行為
 - (エ) 寮内の決められた役割分担を果たさない（清掃、部屋の片付け等）
 - (オ) 寮内でみだりに音響機器の音量を上げる
 - (カ) 消灯後他の寮室へみだりに出入りをする
 - (キ) 許可なく自分の寮室以外あるいは自分の寝台以外で就寝する
 - (ク) 寮生または職員及び役場担当者等に対する暴言，暴力，威嚇行為等反抗的な態度
 - (ケ) その他寮内の秩序を乱す，または他人が迷惑と感ずる行為，その他寮規則等が守れない場合
- 5 違反回数，学年進行後も累積加算されるものとする。

（生活）

第8条 寮生は，別に定める日課に従い，規則正しく生活しなければならない。

（心得）

第9条 寮生は，別に定める寮生心得を守らなければならない。

（入寮期間）

第10条 寮生は，いかなる場合も入寮期間は3年以内とする。（留年した場合も含む）